

労働者の立場から

新谷 信幸



皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました。連合で雇用政策と労働法制を担当しております総合労働局長の新谷と申します。本日は午後から別の会議が入っておりまして、このシンポジウムに遅参いたしましたことを、お詫びを申し上げます。その関係でほかのパネラーの先生方の内容をお聞きしておりませんので、ひょっとしたら重複する部分があるかもしれませんが、ご容赦をいただければと思っております。

それでは、ご報告をさせていただきます。今回で99回目のILO総会ですが、6月の初旬に開催されました。私は連合で労働関係を担当しているものですから、ちょうど出発の時期が労働者派遣法の国会審議が終盤の山場を迎えておりました。本当に出発できるかどうか、微妙なときにILO総会が始まりました。ジュネーブに行って、現地で菅内閣の組閣の状況を「そうか、そうか」と見ていたことも今年のILO総会の思い出です。

私はILOの総会には初めて参加させていただきました。連合の国際顧問でもあり、また労働者側の理事でもございます中嶋滋理事にアドバイスを受けながら、特に労働側のグループ・ミーティングにおいて日本の経験なり主張を申し上げてきたところです。

まず、今回の総会について全般的な印象から申し上げます。雇用に関する戦略目標についての討議は、2008年の総会で採択された「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」の初めての循環的討議でした。ほかのテーマであるHIV／エイズに関する基準の採択に向けた審議とか、家事労働のデーセントワークが討議されましたが、会場はもちろん違いますけれど、ヨーロッパ国連本部の広い会場で同時に会議をしても、どうも雇用に関する会議の時間は少なかったのではないかと感じました。ほかのHIV／エイズや家事労働は、ナイトセッションもほとんど毎晩のように9時ぐらいまでやっていたけれども、雇用に関する討議については中盤以降の論議が起草委員会を中心とした論議になりました。起草委員会に参画をしていない参加国にとっては、なかなか論議の機会がありませんでした。もう少し論議の機会があればよかった、というのが率直な私の印象です。

新谷信幸（しんたに・のぶゆき） 連合総合労働局長

1983年三菱電機株式会社入社、1990年 三菱電機労働組合本部 中央執行委員、2006年電機連合総合研究企画室室長兼組織推進センター長、2008年電機連合書記次長を経て、2009年10月より現職。主要論文は「個別労働紛争の現状と課題」（ジュリスト2010年10月1日号 No.1408）、「請負・派遣労働者に対する労働組合の対応」（日本労働研究雑誌 2009年10月号 No.591）。

ただ労働者側のスポークスパーソンのシャロン・バローさんは、ILO総会が終わった直後にITUC（国際労働組合総連合）の書記長に、女性として初めて選出されました。非常に優秀な素晴らしいリーダーシップをもったスポークスパーソンで、全体の論議をよくまとめられたことに、まず敬意を表したいと思います。それでは、中身のほうに入らせていただきます。

今回のILO総会については、すでに皆様方からご報告があったと思いますけれども、2008年の総会に基づいて循環的な論議を行うということの最初の論議でした。私も連合で雇用関係を主に担当していますが、国際労働運動についてはあまり経験と知識がございませんので、このへんは簡単にさせていただきます。2008年のILO総会のあと、秋口以降から世界経済危機が始まりました。それが昨年のグローバル・ジョブズ・パクトの採択にもつながっていく、そういう流れの中で今年の総会を迎えています。こういう大きな流れの中で、背景をとらえていただければと思っています。

経済危機と雇用情勢ですが、2008年に起こりました経済危機、特に欧米の金融危機を発端に起こったものが、世界の経済に大きな危機をもたらしたということです。2008年10月以降、全世界で実に2000万人分の仕事が喪失したと言われていています。2009年の世界の失業者は、全世界で2億1200万人という状況になっています。

OECDの統計によりますと、2008年を境にして、各国の失業率が悪化しました。特にアメリカなどは短期間に5ポイント以上も失業率が悪化した中で、実はドイツがこの危機の中でも失業率が改善しているという状況があります。もちろん日本も、その中では絶対値としては失業率も低いということです。資料は経済危機において各国のとった政策によって、失業率のパフォーマンスがかなり違うことを知っていただきたいものです。

今年2月にベルリンで、日独政労使による定期協議がございました。この政というのは雇用労働関係の省庁ですが、そこに私も労働側の委員として参加させていただきました。なぜ日本とドイツのパフォーマンスが良かったのかとドイツ側と話をすることがございます。財とサービスが大きな打撃を受けた中で、その打撃を労働市場に直接影響を与えるのではなく、積極的労働政策を展開することによって労働者のスキルアップをして、また労働市場に戻してやる。あるいは時短によって雇用を確保するとか、休業のような部分的な失業でショックを和らげるといった政策をとることによって、完全失業というショックをかなり緩和したという分析でした。現在、景気はだんだんと回復してきつつありますけれども、雇用については景気の運行指数ということで、なかなか日本の雇用も改善が著しいというところまでいきません。雇用なき回復（Jobless Recovery）が気になるところです。

グローバル・ジョブズ・パクトですが、これについてもすでに他の先生方から話があったかと思いますが、経済危機を受けて政労使は何に取り組みべきか。雇用の回復に向けて政府、労働側、使用者のそれぞれの取組みについて、ILOで昨年採択された内容です。これについてディーセント・ワークの実現が、そのキーストーンになることはご承知のとおりだと思っています。

こうした背景の中で、我々労働側は運動体ですので、ILO総会あるいはILO理事会だけではなく、労働運動としても取組みを進めています。労働運動の世界的なネットワークとしましては、国際労働組合総連合会（ITUC）があります。これは世界151カ国で301の労働組合組織が加盟しています。今1億7600万人がITUCの組織に加盟しており、実質的な意味で世界を代表する唯一の労働運動組織

です。ITUCがグローバル化に対して、働く者の立場からいろいろな取組みを主張しています。

具体的には中核的労働基準の適用の実現、人権や労働組合権の確保、多国籍企業対策、防災防止、児童労働の撲滅など、ILOの活動と非常にラップするものもありますが、こういった労働運動に取り組んでいます。その中でも一昨年、昨年にかけての取組みをご紹介します。

ITUCは2009年9月にG20のピッツバーグの首脳会合、今年2010年4月にワシントンで行われました雇用労働大臣会合等々におきまして、グローバル・ユニオンのサミットを開催しています。20カ国の労働組合のナショナルセンターの代表が集まり、各国政府側の会合に合わせて、労働組合としての主張を政府側に取り込んでいただく、あるいは社会的パートナーとして、会合の中に労働組合を参画をさせていただきたい。こういった主張をしてきたわけです。

この4月にワシントンで行われたG20の雇用労働大臣会合に伴うグローバル・ユニオンのサミットには、日本の連合の古賀会長のお供をして私も参加させていただきました。この中で世界銀行のゼーリック総裁や、国際通貨基金（IMF）のストラスカーン専務理事とも話し合う機会を、グローバル・ユニオンとしてつくりました。政策の一貫性の問題はILO総会の報告でも触れられますが、グローバル・ユニオンとの会談の中で、IMFとしては雇用危機に対して経済刺激策だけではなく、雇用の拡大策についてILOと協力して仕事を進めていきたいということsstrスカーン専務理事の発言として引き出しています。世銀のほうからも「社会的保護、雇用の保護を重視する必要があることについては、グローバル・ユニオンの見解と同じである。中核的労働基準については、すでに世銀の調達ルールに組み込んである」というゼーリック総裁発言も引き出してきたということも紹介しておきたいと思います。

さて、いよいよ本題の「雇用に関する戦略目標についての討議」について労働側からの視点で触れさせていただきます。これは先ほど申し上げた背景の中から、世界的な経済危機から1年経った今年、世界は雇用危機、経済危機は忘れていないのか。目指すべき社会というのは、経済危機の前のような自由放任型のグローバリズムや新自由主義的なものではないだろうということ、労働側としては主張してきました。

この討議についてはどなたかから報告があったかもしれませんが、セッション1のオープニングスピーチからセッション9の最終討議、成果文書の要素までの九つのセッションで、政労使それぞれグループ・ミーティングと、政労使合同の一般討議が進められてきました。労働側のグループミーティングを踏まえて、政府や使用者側に対し労働側がこの会合の中で、何を主張してきたかをご紹介します。おきたいと思ひます。

まず、ディーセントな雇用を確保すべきということです。特に発展途上国において、低付加価値生産、低価格、労働条件についてもひどい状況があります。このような状況の中では、ディーセントな雇用は創出できません。それと貿易の自由化の意義は否定はしませんが、自由化に伴う負の影響に対する施策を備えるべきではないかということsstrスカーン専務理事を主張しています。それと国際労働基準を遵守すること。また輸出依存型の成長を指向する国が多いのですが、国際貿易における不安定、不均衡に取り組むことが重要である。これらはいずれもソーシャル・ダンピングという課題に対処しなければならないということです。ILO創設以来の問題ですが、これらについて労働側としては主張してきました。

それと政策の中核に、雇用というものを組み込むべきであると主張しています。この辺りは使用者側も異論がないところだと思いますが、雇用創出こそが経済成長を生み出すということ。それとマクロ経済政策、労働市場政策の中に、雇用というものをその中核に据えた政策展開をすべきであるということを主張しています。マクロ政策の中での雇用に関する政策の一貫性、つまり、雇用政策は雇用政策、市場政策は市場政策、投資政策は投資政策、貿易政策は貿易政策ということであればではなく、マクロ政策として一貫した政策展開を行うべきであるという主張をしています。この辺りは後ほどお話しますが、日本国内においては、新成長戦略が6月にとりまとめられました。民主党政権では雇用についての政策的な位置づけがかなり高まっていると、私どもは評価をしているところです。

先ほどグローバル・ユニオンとIMFと世銀の会談をご紹介しましたが、労働側の主張としてはILO以外のほかの国際機関についても、ILOとの関係のフレームワークをきちんと構築するべきである。特にIMF、世銀のような国際機関と連携して、雇用に関する一貫政策を実施するべきであると主張しています。そういった一貫政策の中には、雇用というものが強く意識されなければいけない。そのためにILOの本部についても、持てる力を発揮するべきであると主張しています。

さらに、ILO加盟各国は積極的雇用政策を実施するべきであるということも主張しています。この辺りが今回、使用者側と大きくぶつかったところです。特に雇用政策に関する122号条約と関連づけた勧告を、今回の討議の中から出せないかということで労働側は主張を展開してきましたが、使用者側とうまく折り合いがつかせませんでした。最終的な成果文書のまとめに当たっても、ILO事務局長に対して他の国際機関との協議を早急に行うように要請をするといった主張を展開しました。また11月のILO理事会に向けて概括文書の提出を要請すること等々、労働側の主張として展開しています。

これらが長い会議日程の中で、最終的には、起草委員会の案を基の一つずつ成果文書の採択をしていく中で、労働側が主張してきた主な内容のご紹介です。

【日本の状況】

続いて、ディーセント・ワークを実現するための日本の状況について触れておきたいと思います。ディーセント・ワークの実現に向けてILOの四つの戦略目標、それとジェンダー平等という切り口の中で、日本の状況についてお話をしていきたいと思います。

まず、良質な雇用の確保に関連して言いますと、冒頭に申し上げておりますように労働者派遣法の改正法案が今年春の通常国会から継続審議になっているものが、秋の臨時国会で審議される予定です。実は労働者派遣法は1985年に成立してから、ずっと規制緩和の歴史といっても過言ではありません。派遣法成立当初は派遣可能なのは13業務に限った派遣でした。派遣法は労働者を雇用する者と使用する者が分離するという、雇用と使用の分離を認めた職業安定法の例外規定として成立した法律です。それが成立以来25年経ってみますと、2008年にありましたような、いわゆる派遣切り、偽装請負、偽装派遣といった、さまざまな社会問題を起こしたわけです。2008年の経済危機は職とともに住居も失う、住むところも失うといった社会問題を起こしました。これは小泉政権の時代に特に進められました新自由主義的な労働市場の規制緩和の中で、引き起こされた問題ではないかと考え

ています。

実は派遣法は2008年にも改正法案が国会に提出されていますが、これが廃案になっています。派遣法は2003年の改正で製造派遣を解禁して以降、なんら改正されず課題に対して手付かずの状態になっています。2008年に起こった、派遣に関して社会問題となった課題を、今国会にかかっている法案はある程度、カバーした内容になっております。目の前にある課題に対応するためにも、立法府の責任として1日も早く成立させるべきであるということを、我々としては訴えているところで

す。ディーセントワークに関しては、有期労働契約の規制の法制化の検討も重要です。鶴先生のレジュメの中にも入っていたかと思います。有期労働契約の問題は雇用の不安定さと処遇格差の点、また、対象者が多いという点で、非常に大きな問題だと思っています。ご承知のように、日本の労働者の3分の1が非正規労働者と言われています。非正規の多くが有期雇用の方々です。ですからその与えるインパクトは、実は派遣法より大きいかもしれない。いろいろな統計の取り方がありますが、派遣労働者は100万人~200万人ぐらいのゾーンに対して、有期雇用の方々は1年以内の契約期間に限っても751万人もあり、与えるインパクトは非常に大きいと思っています。

この有期労働の方々とはさまざまな類型の方がおられますので、ひとくちに「有期」という形でなかなかくりにくい問題ではあります。例えば家計補助的にパートタイマーで働いておられる方もおられれば、その人の稼ぎが世帯を支える稼ぎとして、主たる生計者として働いておられる有期の方もおられます。また定年制のある会社ですと、60歳を超えて再雇用として働いておられる方も、有期労働者というカテゴリーに入ります。ですからさまざまなカテゴリーの中で、とるべき対応も違っているのではないかと考えています。

この有期の問題は、報告書が出るのが少し遅れたのですが、今年夏、厚生労働省が学識経験者の研究会報告をまとめています。この研究会では、いろいろな課題なり対応策をご提起いただいています。その研究会の報告の内容も参考にさせていただきながら、早く有期労働契約に対する規制を法制化して、立法的な対応をとっておく必要があると思っています。これは労働法制分野では、来年の大きなテーマになると思います。

また社会保護の拡充についても重要です。この分野では今年の春に雇用保険の適用範囲を拡大しました。雇用保険は雇用の最大リスクである失業に対するセーフティネットですから、これはすべての労働者が、そのセーフティネットの中に入っておいただくことが基本だと思います。今年の春に雇用見込み6カ月以上の方々を雇用保険の対象としていたものを、31日以上まで対象者を拡大しました。これによって、255万人の新たな雇用保険の対象者が生まれています。雇用保険の適用範囲の拡大については、引き続き取組みを進めていきたいと思っています。

それと第2のセーフティネット、求職者支援法の創設の検討です。今日も厚生労働省でその審議会に出席してきました。これも年末に向けて内容を固めて、来年の通常国会に法案を提出し、恒久的な制度として創設するというを今審議会で検討を進めています。この恒久化の最大のネックは財源問題です。これは財政難の一般財源の中から、恒久財源をどうひねり出すかがいちばんの問題です。

それと労働組合との社会的対話の促進については、首相主催の「雇用戦略対話」が民主党政権の

中で設置をされました。連合の会長の古賀もこの委員として参画していますし、経団連のほうからも参画されています。それと新成長戦略実現会議は菅政権の中で設置されました。これについても労使の代表が参画するというので、民主党政権の下で社会対話の促進がこの面では進んでいることをご報告しておきたいと思います。ジェンダー平等については、まだ厳しい状況が続いており、賃金、雇用についての格差があると思います。

最後に「まとめて代えて」ということで、三つのお話をしたいと思います。日本は、就業者のうち雇用者が8割を占めるという「雇用社会」です。すなわち雇用の安定と質の向上が、日本社会の安定と発展をもたらすということで、我々は雇用は非常に重要な問題であると考えています。雇用と労働は日本経済の発展を支えるインフラ、基盤ですので、国の基本政策の中心に据えるべきであると考えています。そういった意味では、いわゆる「雇用基本法」が国の基本政策として制定されるべきではないかと、連合としては考えています。

基本法というのは、教育基本法から始まって日本で約40本あります。不思議なことにこれだけの雇用社会なのに、雇用に関する基本法は今まで論議もされたことがないし、当然成立もしていません。「雇用社会」日本の発展と社会の安定を支える雇用については、ぜひ国としてのスタンスを明確にしておくべきではないかということ最後に申し上げて、まとめて代えさせていただきたいと思えます。どうもご清聴ありがとうございました（拍手）。

● 国境を超えて移動する日系ブラジル人の生活世界と共生の現実
講座「トランスナショナルな移動と定住」 定住化する在日
ブラジル人と地域社会 (全3巻)

小内 透編著 ― 各巻：A5判・二〇頁・三六七五円(税込)

《1巻》
在日ブラジル人の労働と生活
日本の日系ブラジル人集住地(群馬県太田・大泉地区、豊橋市、浜松市)で現実に進んでいる地域社会構造と地域住民の生活の変容を総合的に分析。

《2巻》
在日ブラジル人の教育と保育の変容
日系ブラジル人の子どもの教育と保育の現状、日本人との関係の変化をブラジル政府の在日ブラジル人に対する教育支援を含めて検討。

《3巻》
ブラジルにおけるデカセギの影響
ブラジルでの日系人集住地の社会調査から、二〇年近くに及ぶデカセギ現象がもたらした影響と「デカセギ現象の変化」について分析する。

● 「戦略―関係論的視点から「国家」と「国家権力」にアプローチする」
ボブ・ジエンツ著／中谷義和訳 ― 菊判・四四〇頁・七三三〇円(税込)

国家権力 ― 戦略 関係アプローチ
三〇年以上に及び国家と国家論とりわけ資本主義国家の批判的検討の中心から戦略―関係アプローチに結果してゆく経緯が明らかにされる。

● 市民統治をめぐる新たな公共圏の創生に迫る
前山 総一郎著 ― 菊判・四三〇頁・八八二〇円(税込)

直接立法と市民オルタナティブ ― アメリカにおける
新公共圏創生の試み
市民直接立法が地域社会に与えてきたインパクトを分析し、市民が公共ににつながる権限・権力を直接把握する市民統治の組織化を提起。

● 貫した方法論に貫かれた「ノート」の学的構造を浮上させる
鈴木富久著 ― A5変型・二七〇頁・三三六〇円(税込)

グラムシ『獄中ノート』の学的構造
「ノート」全体を対象として、それを貫くグラムシの方法論の探求に焦点をあてつつ、その体系的・論理構造を解明する。

● 戦前戦中期の日本研究機関による調査実態より民衆の実像を追求
内山雅生著 ― A5判・三一〇頁・四八三〇円(税込)

日本の中国農村調査と伝統社会
中国へ伝統社会の実態を日本の研究機関による中国農村調査から明らかにし、中国社会の基底に内在する「共同性」の内実を検討する。

御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751
ホームページ <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>